

理 由

【滝川通り線】

本路線は、高崎玉村スマート I C 北地区の市街化区域編入に伴い、当該地区の土地利用計画と整合を図る必要がある。そこで、本路線の対象区間について将来交通状況を踏まえた見直し検討を行ったところ、整備の必要性が低いと判断されたため、一部区間について廃止するものである。

【与六分上新田線】

滝川通り線の一部区間廃止に伴い、滝川通り線交差点部の隅切りについて廃止するものである。